

日田市教育行政実施方針

平成 19 年度～平成 23 年度

(平成 19 年度)

明日の日田を築く

心豊かな人づくり

日田市教育委員会

目 次

方針の策定にあたって	1
教育行政基本方針	3
I 「生きる力」を育てる学校教育の推進	
1 義務教育の充実	4
2 特別支援教育の推進	8
3 学校人権教育の充実	10
4 高等教育の充実	11
5 就学前教育の充実	12
II 信頼と協働による学校づくりの推進	
1 安全・安心な学校づくり	13
2 豊かで適正な教育環境の整備	14
3 安全・安心な学校給食の提供	15
III 生涯学習社会の形成と社会教育の推進	
1 市民の生涯学習を支えるための基盤整備	17
2 社会教育の推進	17
3 社会教育における人権教育の充実	18
4 図書館機能の充実と読書活動の推進	19
5 博物館の整備と機能の充実	20
IV 青少年の健全育成	
1 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実	22
2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進	23
V 文化財の保存と活用	
1 保存と活用に向けた体制の充実	24
2 保存と活用に向けた環境の整備	25
3 愛護意識の高揚と愛護活動への支援	26
VI 市民スポーツの振興	
1 スポーツ・レクリエーションの振興	28
VII 開かれた教育行政の推進	30

方針の策定にあたって

1 方針策定の趣旨

日田市教育行政実施方針については、平成 12 年に策定しました平成 22 年度を目標年度とする「第 4 次日田市総合計画」を上位計画とし策定をしていましたが、今回、この「第 4 次日田市総合計画」が、市町村合併による「新日田市」の誕生にあわせ、平成 19 年度を初年度とした「第 5 次日田市総合計画」に改定されましたので、日田市教育行政実施方針についても内容を見直し、新市の基本理念にあわせ策定をするものです。

2 方針の性格

日田市教育行政実施方針は、「第 5 次日田市総合計画・基本計画」の教育部門の実施方針であり、主に「第 5 次日田市総合計画・基本計画」で示された分野別施策方針「心豊かで輝く人の育つまちづくり」を実現するための具体的な取り組みを示しています。

3 方針の期間

計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、社会情勢等の変化にあわせ適宜見直しを行います。

4 方針の構成

日田市教育行政実施方針は、「現状と課題」、「これからの基本方向」、「主な取り組み」及び「目標指標」で構成します。

5 方針の体系 別紙 (P2)

6 方針の進行管理

日田市教育行政実施方針は、可能な限りの目標指標を掲げ、施策や事業の進捗状況の把握に努め、未達成事業の原因分析など実施方針の進行管理に努めます。

5 方針の体系

明日の日田を築く心豊かな人づくり

○学校教育の充実

- I 「生きる力」を育てる学校教育の推進
 - 1 義務教育の充実
 - 2 特別支援教育の推進
 - 3 高等教育の充実
 - 4 就学前教育の充実
- II 信頼と協働による学校づくりの推進
 - 1 安全・安心な学校づくり
 - 2 豊かで適正な教育環境の整備
 - 3 安全・安心な学校給食の提供

○生涯学習の充実

- III 生涯学習社会の形成と社会教育の推進
 - 1 市民の生涯学習を支えるための基盤整備
 - 2 社会教育の推進
 - 3 図書館機能の充実と読書活動の推進
 - 4 博物館の整備と機能の充実
- IV 青少年の健全育成
 - 1 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実
 - 2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進

○文化財の保護・整備

- V 文化財の保存と活用
 - 1 保存と活用に向けた体制の充実
 - 2 保存と活用に向けた環境の整備
 - 3 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

○スポーツ・レクリエーションの振興

- VI 市民スポーツの振興
 - 1 スポーツ・レクリエーションの振興

○互いに尊重しあえる社会の実現

- I 「生きる力」を育てる学校教育の推進
 - 1 学校人権教育の充実
- III 生涯学習社会の形成と社会教育の推進
 - 1 社会教育における人権教育の充実

○開かれた教育行政の推進

教育行政基本方針

情報化、国際化の進展、少子高齢社会の到来等の社会環境の変化に伴い、心豊かで充実した生活を送るための学習要求は増大し、多様化、高度化しています。

こうした社会環境の変化を受けて、子どもたちは、学ぶ意欲や自律心の低下等の深刻な問題を抱えており、そのため、学校教育では、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成する教育が求められています。そこで、学校教育の場では、地域の特性を生かした特色ある学校教育の展開を進め、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」をはぐくみます。

また、生涯を通じて、子どもから高齢者までの多様な学習要求に対応した、魅力ある学習機会や発表の場の提供など生涯学習環境の充実を図るとともに、誰もがいつでも気軽に楽しめる市民スポーツ・レクリエーションを推進するために、多様なニーズに対応した体育施設やスポーツ公園等の整備・充実に努めます。

さらに、地域に残る豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、史跡や博物館の整備を行い、併せて教育や観光等様々な分野で活用します。

また、人権教育や啓発活動においては、学習内容の工夫や指導的人材の育成等を図り、互いに尊重しあえる社会の実現を目指します。

教育委員会では、こうした認識のもとに、市民が真に誇りと愛着を持ち心の豊かさや幸せを実感できるまちづくり、人間性のあふれる市民生活を実現するために「第5次日田市総合計画」の「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」を基本理念に「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」実現のため、人間尊重と教育基本法の本質にのっとり、心のかよい合う教育を推進します。

このため、「明日の日田を築く心豊かな人づくり」をめざす各種施策を実施し、教育の機会拡大と充実強化に努め、さらに効率的な財政運営にも意を注ぎ、教育施設及び教育環境の整備充実を図るものとします。

I 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1 義務教育の充実

現状と課題

- 全国的に子どもたちの規範意識の不足や基本的な生活習慣の乱れ、学力の低下、いじめ・不登校の増加など多くの困難な問題が指摘されています。また、情報化、国際化が進展する中、児童生徒数の減少、核家族化、都市化により家庭や地域の教育力が低下する反面、学校に求められる役割が増大するなど、社会経済情勢や人々の価値観の変化が教育に与える影響が極めて大きくなっています。このような中、自ら学び自ら判断する力などの「生きる力」を育成する教育が求められています。
- 義務教育においては、学校・家庭・地域とが連携しながら、児童生徒の学力や学ぶ意欲を高め、規範意識や自立心の向上を図り、基本的な生活習慣を確立していく中で、確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）の調和のとれた人間を育成することが求められています。

これからの基本方向

- ① 一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実による「わかる授業」を推進し、確かな学力の育成を図ります。
- ② 心に響く道徳教育・人権教育を推進するとともに郷土の特色を生かした体験活動を実施することにより豊かな心の育成を図ります。
- ③ 学校体育の充実や健康教育・食育の推進により健やかな体の育成を図る。
- ④ 学校開放を進め、家庭・地域との連携協力体制を確立させることにより地域に根ざした信頼される学校作りを図ります。
- ⑤ 健全育成活動を推進し、関係機関との連携体制の確立や強化により一人ひとりを大切にする生徒指導の充実を図ります。
- ⑥ 教職員の資質向上のための専門研修の設定、保護者や児童生徒のための相談活動など教育センター機能の充実を図ります。

主な取り組み

① 確かな学力の育成

ア 一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実など「わかる授業」の実現

○客観的な学力把握のための標準学力検査と学力向上対策の実施

- ・小学校第4学年～中学校第3学年において、全国標準学力検査を実施し、その分析結果に基づいた弱点を補強する対策を実施します。
- ・中学校英語教育指定校を核とした、全教職員で取り組む英語教育を推進します。
- ・学校管理規則の弾力的運用により中学校における長期休業中の授業日の設定を行います。

- 指導方法や指導体制の工夫による児童生徒の実態に応じた「わかる授業」の実現
 - ・T Tによる指導、少人数学習、習熟度別学習、複式解消のための指導体制の工夫等による児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を実施します。
- 地域の実情に応じた、特色ある教育課程の編成
 - ・児童生徒の実態や地域の特徴を生かした教育課程を編成し、教育内容の充実を図ります。
- 日田市独自の補助教材を活用した学力の基礎・基本の定着
 - ・「学習の手引き」と社会科資料集「わたしたちの日田市」を活用して、基礎・基本の定着を図ります。
- 小・中学校の連携の推進
 - ・小・中学校教員による交流研修を実施し、中学校入学初期の生徒への学習指導と生徒指導の充実を図ります。
- 小・中学校を見通した基本的学習習慣の徹底及び家庭学習の支援
 - ・日田市教育委員会版「家庭学習の手引き」を作成し、望ましい学習習慣の確立を図ります。
- イ 総合的な学習の時間の充実
 - 環境教育の推進
 - ・筑後川の水源としての郷土の特徴を生かした環境教育を推進します。
 - ・学校版I S Oを推進し、環境保全に対する実践力を育成します。
 - 英語活動の推進
 - ・A L Tの効果的な活用など中学校における英語教育を見通した実践研究を推進します。
 - 情報教育の推進
 - ・教科学習や総合的な学習において、コンピュータを積極的に活用し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルに関する指導の充実を図ります。
 - ・コンピューターネットワークを活用した学習内容や指導方法の工夫改善を図ります。
 - キャリア教育の推進
 - ・発達段階に応じた組織的なキャリア教育を推進します。
- ② 豊かな心の育成
 - ア 心に響く道徳教育及び人権教育の推進
 - 児童生徒の実態に即した授業や活動の工夫
 - ・学校教育全体を通じた年間指導計画の編成と、児童生徒の実態に応じた資料や共通教材の活用など道徳時間の充実を図ります。
 - 郷土を誇りに思う心の育成
 - ・地域の先哲の教えを学ぶ活動を推進します。
 - イ 生き方を学ぶ「広瀬淡窓・咸宜園」学習の推進
 - 「広瀬淡窓・咸宜園」学習カリキュラムの検討
 - ・広瀬淡窓の生き方や咸宜園教育を学ぶための指導資料の作成や学習カリキュラムの

検討をします。

○「広瀬淡窓・咸宜園」学習の推進

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、「広瀬淡窓・咸宜園」に関する学習や体験活動を推進します。

ウ 読書活動の推進

○継続的な読書活動の実施

- ・朝読書など発達段階に応じた継続的な読書活動の推進と図書館利用の促進を図ります。

エ 豊かな体験活動の実施

○郷土の特色を生かした多様な体験活動の実施

- ・郷土の歴史や文化、自然環境等を生かした体験活動や奉仕活動を推進します。

③ 健やかな体の育成

ア 健やかで活力を高める学校体育や運動部活動の充実

○運動の楽しさや喜びを味わい、自ら体力・運動能力を高める活動の推進

○中学校部活動における外部講師の積極的な活用

イ 基本的な生活習慣の確立を図る健康教育の推進

○健康相談等の保健室運営の充実と校内健康教育推進体制の充実

○発達段階を踏まえた体系的、組織的な健康教育の充実

ウ 望ましい食習慣を形成するための食育の推進

○食育に関する年間指導計画の作成と実施

○栄養教諭を活用した授業の実施など食に関する指導の充実

④ 信頼される学校づくり

ア 安全・安心な学校づくりの推進

○安全確保のための危機管理体制の充実

- ・自然災害、不審者等への安全教育及び安全対策の充実を図ります。

○防犯のための緊急連絡体制の充実

- ・日田市のHP等を活用した緊急連絡の同報配信システムを確立します。

○スクールガード事業の充実

- ・地域のスクールガードや安全ボランティアと連携した見守り活動を実施します。

イ 開かれた学校づくりの推進

○学校評価システムの推進

- ・学校自己評価の充実と外部評価委員会の有効活用による学校運営の活性化を図ります。

○教育を考える週間（全市一斉学校開放日）の設定

- ・オープンスクールの開催により、保護者や地域の方々に対して、学校や児童・生徒、教育についての関心と理解を深めます。

○情報公開の推進

- ・市報やHP、学校だより等による学校情報の公開を積極的に行います。

ウ 家庭・地域との連携協力体制づくりの推進

○学校評議員制度及び学力向上会議の有効活用

- ・学校評議委員会と学力向上会議を実施し、学校、家庭、地域の連携の強化を図ります。

○教育懇談会の実施

- ・地域別教育懇談会を実施し、家庭や地域の方との連携の強化を図ります。

○統廃合関係校の教育活動の充実

- ・受け入れ後の教育環境や教育内容の充実を図ります。

⑤ 生徒指導の充実

ア 一人ひとりの健全な成長と学校生活の充実を目指した生徒指導の充実

○子どもと親の相談員、スクールカウンセラーの有効活用など教育相談体制の充実

○いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等、校内生徒指導体制の充実

イ 不登校児童生徒や問題行動に対応する関係機関と連携した支援体制の充実

ウ 生徒指導協議会や校外補導協議会による健全育成活動の推進

⑥ 教育センター機能の充実

ア 教職員の指導力、資質の向上のための研修体制の充実

○生活指導、相談活動技能研修の実施

- ・スクールカウンセラーによるカウンセリング基礎講座を実施します。
- ・いじめ・不登校児童生徒への取り組みの実践事例研究を実施します。

○学級経営実践研修の実施

- ・小・中学校の学級づくりの研修を実施します。
- ・問題傾向をもつ子どもや社会性が身につけにくい子どもへの接し方や指導法の研修を実施します。

○教科等指導研修の実施

- ・基礎基本を定着させるための授業づくりについての研修を実施します。

○学校マネジメント研修の実施

- ・校長、教頭、教諭に求められる学校経営上の心構えと学校運営方法についての研修を実施します。

○研修生専門研修の実施

- ・研修生3名への教科指導及び不登校対応に関する専門研修を実施します。

イ 教育相談活動と適応指導の充実

○教育相談の充実

- ・電話や面談による「やまびこ教育相談」の充実を図ります。

○不登校児童生徒の支援体制の充実

- ・適応指導教室「やまびこ学級」における支援と訪問指導の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラーや子どもと親の相談員との連携による支援の充実を図ります。

○問題行動に対応する支援体制の充実

- ・問題行動に対応する関係機関との連携と支援の充実を図ります。

ウ 図書、資料の充実

○教育関係図書の収集、整理、提供

- ・教職員の研修に役立つ図書や資料の収集、提供を積極的に行います。

目標指標

指 標 名		現状値	平成 23 年度	
			年度	目標値
基礎基本の定着状況調査 の全ての教科の目標値ク リア校の割合	小 5	40.1%	H18	75%
	中 2	8.3%	H18	67%
授業がわかると感じてい る児童生徒の割合	小 5	84.6%	H18	87%
	中 2	66.6%	H18	75%
カリキュラムの中の広瀬 淡窓に関する学習を取り 入れている学校の割合	小学校	27.2%	H18	75%
	中学校	2.5%	H18	50%
読書活動を週 1 回以上取り入れている学校の割合		80.8%	H17	90%
食育に関する年間計画を作成し実践している学校の割合		21.2%	H17	80%
「日田市教育を考える週間」への保護者や地域の方の参加者数		9,868 人	H17	10,000 人
不登校児童生徒の割合	小学生	0.42%	H17	0.32%
	中学生	2.45%	H17	1.84%
スクールガードの小・中学校への配置		100%	H18	100%
学校版 I S O を取得し、環境教育を推進している学校の割合		61.7%	H17	100%

2 特別支援教育の推進

現状と課題

- 特別支援学校や障がい児学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の児童生徒が増加傾向にあ

ります。このような状況の中、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導と教育的支援の充実を図っていく必要があります。

これからの基本方向

- ① 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加をめざした個別の教育支援計画の作成とそれに基づいた的確な支援の一層の充実、支援体制の整備に努めます。
- ② 特別支援連携協議会の設置、特別支援教育活動サポート事業の推進など、障がいの重複化、多様化に対応した教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
 - ア 障がいの種類や程度を把握した就学指導の実施と保護者の理解促進
 - イ 学校卒業後の進路を見据えた個別支援計画の作成と効果的な指導の実施
 - ウ 特別支援教育コーディネーターの配置及び支援方法検討のための校内委員会の設置
 - エ 障がいの早期発見、保護者の悩みや不安の解消など、教育相談体制の充実
- ② 障がいの重複化、多様化への対応
 - ア 学習障がい児等への対応の充実
 - 福祉・医療機関と連携した支援のあり方を検討する特別支援連携協議会の設置
 - 言語障がい・学習障がい等の通級学級における指導の充実
 - イ 特別支援教育活動サポート事業の推進
 - 特別な教育的支援を行う補助職員の配置と支援の充実
 - ウ 特別支援教育のセンター的な役割をもつ特別支援学校との連携強化
 - 小・中学校の教職員への支援
 - 障がいのある児童生徒への支援

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
個別支援計画を作成している学校の割合	0%	H17	100%
特別支援教育校内検討委員会設置校の割合	34.1%	H17	100%
特別支援連携協議会の設置	未設置	H17	平成 19 年度設置
特別支援教育サポート事業	未設置	H17	平成 19 年度設置

3 学校人権教育の充実

現状と課題

- 学校における人権教育は着実に根付き、広がりを見せてきていますが、児童生徒に人権尊重の理念について十分な認識がいきわたっていない、人権感覚が十分に身に付いていない等、単なる知識の習得に終わってしまっている現状も見られます。そのため、学校教育においては、人権についての知的理解を深めるとともに、人権尊重の理念の理解・体得や人権感覚を身に付けることを目指した人権教育を進める必要があります。
- 人権教育の効果を高めるために、学習の場である学校・学級自体を人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎった環境としていく必要があります。

これからの基本方向

- ① 学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開する中で、人権を大切にするための知識・態度・実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実に努めます。

主な取り組み

① 学校教育における指導の充実

ア 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

○人権教育推進体制の確立

- ・人権に配慮した教育指導を行うために校長を中心とする人権教育推進のための校内体制の確立を図ります。
- ・全教職員の共通理解に基づいて人権教育目標を定めるとともに、人権教育の視点に立った教育活動を教育課程及び指導計画に意図的に位置付け、学校生活のあらゆる機会や場において、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を適時適切に推進します。

○人権教育の推進環境の整備

- ・教室・言語環境等の整備や望ましい人間関係を育てる学級経営に取り組むことにより、人権教育の基盤となる人権尊重の精神がみなぎる学校・学級環境づくりに取り組みます。

イ 人権教育の内容及び指導方法の充実

○自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力の育成

- ・自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から調和的に育成していきます。
- ・学習成果が日常生活における実践に結びつく教材の選定・開発や、児童生徒が意欲的・主体的に学ぶことができる学習方法の導入等、学校における人権教育の指導方法等の改善・充実に努めます。

○教職員研修の充実

- ・全教職員を対象に人権問題を正しく理解・認識していくための研修や人権教育の手法

について学ぶための研修の充実を図ります。

ウ 家庭・地域との連携及び校種間の連携の促進

○家庭や地域社会の協力を得るための取組みの推進

- ・学校における人権教育を肯定的に理解してもらい、家庭や地域社会の協力や支援を得るために、人権学習の公開や学校における人権教育の取組みを紹介するための学年、学級懇談会等を開催します。

○教育内容や指導方法に関する情報交換の推進

- ・公開授業研究会や児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの共同研究等の取組みを通して、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携を進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
学期ごとに校内人権教育推進委員会が開催された学校の割合	70.2%	H17	100%
人権教育に関わる体験的参加型学習を実施した学校の割合	78.7%	H17	100%
人権教育に関わる授業公開(近隣校教職員対象)を実施した学校の割合	10.6%	H17	100%
人権教育に関わる授業参観(保護者対象)を実施した学校の割合	78.7%	H17	100%

4 高等教育の充実

現状と課題

- 国際化・情報化が進む中で、それらに対応できる豊かな想像力や人間性、専門知識を持った人材が求められています。このため、教育効果の向上と生徒の健全育成を図るため、高等学校との連携強化、教育環境の整備等を促進する必要があります。

これからの基本方向

- ① 生徒一人ひとりの個性の伸長と、社会の変化に対応できる力の育成を図るため、高等学校との連携を深めるとともに、教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

① 高等学校との連携強化と教育環境の整備

ア 学力向上と健全育成における連携の強化

- 指導内容や指導方法、学習教材の改善に関する連携の強化

- 生徒の健全育成を図るための校外補導協議会、全中学校・高等学校生徒指導主任連絡会の充実
- イ 教育活動及び教育用備品の充実
 - 私立高等学校の教育活動と教育用備品の充実を図るための財政的援助の実施

5 就学前教育の充実

現状と課題

- 本市では、公立保育園 6 園、公設民営保育園 7 園、私立保育園 14 園、私立幼稚園 11 園が設置され、国、県の動向や施策に合わせながら独自の教育方針のもと、生きる力の基礎を培う保育の推進に向けての教育活動が営まれています。
- 幼稚園、保育園と小学校の連携を進め、教育の一貫性を確保することや、家庭教育の充実を図りながら、家庭と教育の場が一体となった幼児教育を推進していくことが重要な課題です。

これからの基本方向

- ① 就学前教育において関係課との連携を強め、幼稚園奨励事業の推進等により、支援の充実を図ります。

主な取り組み

① 就学前教育と義務教育との連携

- ア 福祉保健部社会福祉課と連携をとりながら、指導内容の充実を図り「公私立保育園の施設長会」への支援強化を図ります。
- イ 幼稚園奨励事業の推進、並びに「幼稚園連合会」の研修に対し助成を行います。
- ウ 公私立保育園、幼稚園と小学校との連携を通して、保育内容、教育内容の共通認識づくりに努めます。
- エ ひたし子ども育成支援行動計画により、幼稚園教育の充実に努めます。

II 信頼と協働による学校づくりの推進

1 安全・安心な学校づくり

現状と課題

○ 学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割をもつことから、耐震化や老朽化対策などを進め、児童生徒の安全を確保する必要があります。

また、日田市においては、飛散するおそれのあるアスベストを使用している学校施設はありませんが、今後、建物等の解体時に、アスベストを含む建材の適切な処置を行うことが必要となります。

これからの基本方向

- ① 児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化対策等を推進します。
- ② 登下校時や校内における事件や事故、災害から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。

主な取り組み

① 安全で快適な学校施設の整備の推進

ア 耐震化の推進

学校施設の耐震診断を速やかに実施するとともに、耐震診断の結果を踏まえた補強や改築を計画的に実施し、耐震化を推進します。

イ 老朽化対策等の推進

老朽化した学校施設の大規模改造等、施設の整備を計画的に行います。整備にあたっては、地球環境に配慮した施設の導入を行う等、快適な教育環境づくりを進めます。また、児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるよう、学校施設の定期的な安全点検を実施します。

② 児童生徒の安全確保

ア 登下校の安全確保

通学路の危険箇所や一人通学区間を把握し、通学安全マップを作成し、集団登下校やパトロールを行うことにより、地域と連携して、登下校時の安全確保を図ります。また、児童生徒に自ら危険を予測し回避する能力を身につけさせます。

イ 校内における安全対策

学校への不審者侵入の事態に備えて、学校施設・設備の防犯対策を促進するとともに、地震等の災害時に適切に対応できるよう、警察等関係機関と連携し、学校の実態に即した危機管理マニュアルの改善や実践的な防犯訓練や防災訓練を実施します。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
小中学校の耐震化整備率	62.9%	H17	69.3%

2 豊かで適正な教育環境の整備

現状と課題

- 本市の児童生徒数は、年々進行する少子化により減少を続けており、学校教育にも大きな影響を与えています。特に、市内周辺地域でこの傾向が著しく、複式学級編制の過少規模校が増加しています。
- 大学等への進学率が高まり、家計の教育費の負担割合が高くなっており生計を圧迫しています。また、合併により引き継いだ旧町村の奨学資金返還金の滞納が増加傾向にあります。

これからの基本方向

- ① 小・中学年齢は、心身の調和の取れた人間をはぐくみ、確かな学力を身につけさせる重要な時期です。そのため教育水準を維持し、教育効果を高めるための教育環境の整備を推進する必要があります。
- ② 大学生等への奨学金の貸与に加えて、入学準備金制度を充実させることにより、家計の負担軽減を図る必要があります。

主な取り組み

① 新学校規模適正化推進計画の策定

平成 19 年 4 月で現在の学校規模適正化推進計画の統合が終了するので、その効果を検証し、新市全体を対象に「日田市の基本方針」に基づき、学校の適正配置や適正規模、校区の見直し、学校選択制や小中一貫校のあり方など、将来を見据えて総合的に検討し、教育環境の整備を図ります。

②

(単位：円)

	高等学校	高等学校 (バス・汽車)	高等学校 (下宿)	高等専門 学 校	専修学校	大 学 (短大)
奨学金 (月額)	8,000	12,000	15,000	17,000	30,000	30,000
入学準備金	100,000 以内 (ただし、高等学校は私立高校のみ)				200,000 以内	

目標指標

指 標 名	現状値	年度	目標値
			平成 23 年度
新学校規模適正化推進計画	未策定	H18	H21 年度まで策定

3 安全・安心な学校給食の提供

現状と課題

- 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、児童生徒に安全かつ栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進と体位の向上を図っています。今後は、給食数、運搬距離等を検討し、給食施設の統廃合を検討する必要があります。
- 学校給食費の未納が全国的に問題となっており、日田市においても未納が増加傾向にあるため、未納解消に取り組む必要があります。

これからの基本方向

- ① 安全かつ栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、地産地消に取り組みます。
- ② 現在 7 施設ある給食調理場の効率的な運用と市全体のバランスを考慮し、今後の児童・生徒数の推移を見ながら、給食施設の統廃合や配送校の検討を行います。
- ③ 調理機器等については、安心、安全を最優先としながら、古いものから順次改善を行い、維持管理に努めます。
- ④ 学校給食費の未納を解消し、学校給食が適切に実施されるよう努めます。

主な取り組み

① 安全かつバランスの取れた食事の提供

安全かつ多様な栄養バランスのとれた食事を提供します。そのため、安全な食材の購入に努めます。食材にこだわり、日田産、県内産を利用する地場産食材の利用促進を図り、地産地消に取り組みます。

② 施設の効率的な運用と統廃合

今後の児童・生徒数の推移を見ながら、給食施設の統廃合や配送校の検討を行います。食数の少ない単独調理場については、学校給食運営協議会の統合を進めていき、献立の統一、物資の共同購入に努めます。

③ 施設の適正な維持管理

安全で衛生的な調理場の維持に努め、食中毒等の事故を起こさないようにします。施設、設備の環境衛生面においても、万全の維持管理に努めます。調理機器、器具等については、安心、安全を最優先としながら、古いものから順次改善を行います。

④ 学校給食費の未納問題解消

学校給食費の未納問題が生じる背景には、児童生徒ごとの様々な要因が考えられますが、

心身の健全な発達にとって大きな教育的な意義を有する学校給食が適切に実施されるためにも、学校給食費の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めます。

目標指標

指 標 名	現状値	年度	目標値
			平成 23 年度
地産地消の割合（日田産）	45%	H17	60%

Ⅲ 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

1 市民の生涯学習を支えるための基盤の整備

現状と課題

- 情報化、国際化、少子高齢化社会の到来など社会環境の変化を始めとする内外の様々な問題は、地域社会と個人の生活へ深く影響しています。地域社会ではこれらの問題を住民が自ら関わり、自ら学ぶことで自らの課題とし、学びあい、地域単位で課題解決へと導くことが重要になります。

これからの基本方向

- ① 生涯学習施策を総合的に推進するため関係機関との連携を促進します。
- ② 地域の独自性を尊重した学習環境の整備を行います。

主な取り組み

- ① **生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化**
生涯学習施策の総合的な推進のため、市長部局の関係各課等や各種団体との横断的な情報の共有と連携を促進します。
- ② **地域の独自性を尊重した学習環境の整備**
生涯学習関連施設としての公民館の未整備地区においては、新たにそれぞれの地域の独自性を尊重した誰もが利用しやすい公民館建設を行います。また、老朽化が著しい同様の施設についても計画的な整備を進めます。

2 社会教育の推進

現状と課題

- 生涯学習社会の形成に重要な役割を担う社会教育においては、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供していくことが求められています。また、急激な社会の変化に対応して、環境問題など今日的課題の解決に向けた学習機会を提供することも重要です。

平成 18 年度からは、地区公民館について地域団体を指定管理者として指定し、公民館の運営を住民自らが行っています。地域が自立し、具体的な課題解決へと向かうには地区公民館が機能を最大限発揮することが欠かせない条件であり、この機能強化のための施策を展開する必要があります。

これからの基本方向

- ① 今日的な内容や方法の学習メニュー等、充実した学習機会の提供を行います。
- ② 指導者の資質向上と学習に関する調査・相談機能の整備による学習環境の充実を図りま

す。

- ③ 社会教育施設相互の機能強化のための社会教育施設ネットワークの形成に努めます。

主な取り組み

① 充実した学習機会の提供

環境問題や高度情報化、少子高齢化など社会構造の変化に応じた課題を中心に、各社会教育施設を通じて、充実した内容や方法による学習メニューを整えます。

② 学習環境の充実

指導者としての社会教育施設職員の専門性を高めるとともに、多様化・高度化する市民の学習要求に応えるため、使いやすい社会教育施設を目指すとともに、学習に関する調査・相談機能を整備充実します。

③ 社会教育施設ネットワークの形成

社会教育施設相互の機能強化を図るため、学びの場としての共通した接点をもとに連携を強化します。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
公民館利用者数	185,969 人	H17	191,000 人
ふれあい宅配講座の開催数	22 回	H17	30 回
地区公民館整備率	90%	H17	100%
公民館職員における社会教育主事講習受講率	8%	H18	50%

3 社会教育における人権教育の充実

現状と課題

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等をめぐる様々な人権問題が依然として存在する一方で、インターネット上での人権侵害情報の掲載等、人権に関する新たな問題が発生しています。市民の一人ひとりが自他の大切さを認めることができ、それが具体的な態度や行動に現れるようにするためのより有効な教育計画が一層求められています。

これからの基本的方向

- ① 社会教育における人権問題への取り組みの充実・支援をします。

主な取り組み

① 社会教育における人権問題への取り組みの充実・支援

これまでの取り組みの成果を生かし、また新たな手法を取り入れる等、今日的な内容・方法を開発します。また、その成果をもとに実用的なプログラムの組み立て等を進め、指導的な人材を育成し、市民が普遍的に人権について考える機会を創出するため、関係機関と協働して公民館等の取り組みを充実・支援します。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
開発された人権学習プログラムの利用例	0 回	H17	1 回
人権学習に関する講座等の開催数	47 回	H17	60 回

4 図書館機能の充実と読書活動の推進

現状と課題

○ 生涯学習の重要性が高まる中、市民の学習ニーズは多様化・高度化しており、図書館の機能充実はますます重要となっています。

平成 8 年度から推進してきた図書増冊計画により、平成 18 年度は目標である蔵書数 15 万冊を達成し、その間、貸出人員・冊数は年々増加傾向を示しています。

今後は、魅力的な蔵書構成を図るとともに、図書館の機能や役割の位置付けを明確にし、利用しやすく親しみのもてる図書館運営を目指し、各種情報や学習機会の提供に努める必要があります。

また、公平なサービスの提供を図り、市民一人ひとりの自由で自主的な学習を支援する体制の整備・充実が必要です。この一環として、平成 19 年度から、開館時間の延長を本格実施します。

これからの基本方向

- ① 新鮮で魅力的な蔵書構成を図ると共に、インターネット情報も提供できる体制を整備します。
- ② 市民の学習、研究、調査等に対する適切な資料や情報の速やかな提供や学習機会の提供とともに、市民組織の育成・支援に努めます。
- ③ 公平な図書館サービスを提供するため、開館時間の延長や、遠隔地域への巡回図書等の充実を図ります。

主な取り組み

① 魅力的な蔵書構成の推進

蔵書数は、収蔵能力である 15 万冊に達したものの、古く汚損した図書も相当数あることから、計画的な購入と廃棄、更には郷土資料等の歴史的な資料の収集・保存・公開に努め、新鮮で魅力的な蔵書構成を図ります。また、図書による情報のみでなく、インターネット情報も提供できる環境を整備します。

② 情報提供とボランティアグループの育成・支援

利用者の求める情報を速やかに提供できるよう、職員の資質向上に努めると共に、各公共図書館との資料相互貸借等の連携強化を図ります。また、講演会や展示会、お話し会等を通じた学習機会の提供や、図書館だより、ホームページによる情報提供に努めるとともに、読書会等の自主学習グループや、お話し会をはじめとした各種ボランティアグループの育成・支援に努めます。

③ 開館時間の延長と遠隔地域へのサービスの向上

利便性・利用率向上のため、開館時間を延長します(閉館を午後 6 時から 7 時に)。また、公民館図書室や学校図書室等との連携により、巡回図書(配本)等、遠隔地域へのサービス向上に努めます。

目標指標

指標名	現状値		目標値
		年度	平成 23 年度
利用者数	98,530 人	H17	101,000 人
図書貸出冊数	180,862 冊	H17	185,000 冊
図書貸出人員	51,858 人	H17	53,000 人

5 博物館の整備と機能の充実

現状と課題

○ 県内唯一の自然史博物館として、自然史の展示や市民を対象とした野外での自然学習を行い自然との関りの機会を提供していますが、老朽化した狭い施設が魅力をなくし、自然科学離れとあいまって入館者が少なくなっている状況にあります。

こうした現状から、今後博物館は自然史だけではなく、歴史も含めた博物館の整備を検討する必要が生じており、関係機関との調整並びに市民のニーズを把握しながら検討を行っていくとともに、現施設の設備や人の配置など博物館としての体制を整え、資料の収集・展示・教育普及活動を行い、入館者の増を図ることが必要です。

これからの基本方向

① 老朽化した博物館施設の整備・充実を図るため、建設基本構想の策定に取り組みます。

- ② 所蔵資料の整備・充実を図るとともに収蔵施設の確保に努めます。
- ③ 体験学習の場の提供を図り、自然の実態を把握するため調査研究を実施します。

主な取組み

① 博物館施設の整備・充実

自然史だけの博物館ではなく、歴史も含めた博物館の基本構想を策定するとともに、当面は現施設で郷土日田の恵まれた自然環境を市民に紹介する自然史の展示、また、自然教室等が開催できる学習の場として活用し、生涯教育施設としての機能を充実させ、郷土の自然史調査研究の活動拠点施設として位置付けます。さらに、毎年特別展示会を開催して、入館者の確保に努めます。

② 所蔵資料の整備充実

現在保管している昆虫、植物、岩石等の自然史資料の分類整理を進めるとともに、新たに収蔵施設を確保し、収蔵資料の整備充実を努めます。

③ 体験学習の場の提供及び調査研究の実施

情緒豊かな人間育成には、自然とのふれあいが大切です。その手段としてボランティア指導者の協力のもと、小・中学生を対象とした植物・昆虫採集会、また、誰でも自由に参加できる天体、鳥、植物の自然観察会等、自然体験学習を実施します。特に、小・中学生の土日を利用した学習の場として「小・中学生の自然教室」の内容の充実を図り、教育普及と学力向上に努めます。

また、館報（自然史）の発行も数を重ね、その歴史と内容の深さが関係者に高く評価されています。今後も自然団体の協力を求めて、郷土の自然の実態を調査し、地域の動・植物の生態系の変遷を把握し自然環境の破壊防止の啓発に努めます。

目標指数

指 標 名		現状値		目標値
			年度	平成 23 年度
自然・歴史愛護グループ	団体数	5 団体	H18	6 団体
	構成員数	109 人	H18	119 人
自然観察事業参加者数		762 人	H17	880 人

IV 青少年の健全育成

1 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実

現状と課題

① 近年の核家族化や少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、過保護・過干渉、育児に不安を持つ保護者の増加等、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、地域は子どもの社会性や自主性を培う場であり、子どもが社会の一員として行動する中で成長していくことを支援する役割を果たしてきましたが、社会構造の変化等に伴って人間関係の希薄化が進み、地域が担ってきたこれらの機能が低下していることが指摘されています。

学校・地域・家庭が、それぞれの教育力向上を図るとともに、相互に連携して子どもたちの健やかな成長をはぐくむことが求められています。

これからの基本方向

- ① 子育てを地域総ぐるみで行うネットワークの形成を進めます。
- ② 「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発を進めます。

主な取り組み

① 子育てを地域総ぐるみで行う「協育」※¹ネットワークの形成

地域において子育てに大きな役割を果たしている育友会、PTA、自治会育成会等の各種団体と家庭、学校と公民館とが行事を共同実施する等、連携・協働して健全育成を進めるため、充実した学習資料の提供と啓発を推進します。

特に、就学児童の放課後や休日の活動については、家庭における生活を基本におきながら、地域活動への参加を促進する等、学校・家庭・地域及び各種団体、市の関係部局との連携を図り、「日田市放課後対策事業運営委員会（仮称）」を設立し、活動の充実を図ります。

また、平素から恒常的に学校と公民館の現場が融合する学社連携の充実を図るため、市立の各学校に「地域協育推進担当（仮称）」を設けて活動情報や人材情報を共有化し、学校と公民館相互の活動に活用します。

② 「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発

家庭、地域、学校、職場等において青少年の健全育成は、すべての市民の責務であるという自覚を促し、社会を構成する人々が役割を担いつつ、相互に「共に育つこと」を意識しあい、「大人が変われば子どもも変わる（青少年健全育成国民会議スローガン）」をテーマとして、日田市青少年問題協議会の活動を核に、啓発を推進します。

目標指標

指 標 名	現状値		目標値
		年度	平成 23 年度
家庭教育学級の開催数	15 回	H17	20 回
学校と公民館共催事業数	8 回	H17	10 回
地域単位で子育てをしようとい う明確な意図を持つ組織の数	1 団体	H18	3 団体

※ 1 「協育」

大分県が進めている最重要教育理念であり、学校、家庭、地域社会が連携し、地域の実態に即したネットワークをつくり、このネットワークをとおして、それぞれの教育機能が互いに補完・融合し合いながら、協働して子どもを育てていくこと。

2 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進

現状と課題

- ① 青少年の問題行動の背景として、社会の急激な変化に伴う人間関係の希薄化や生活体験の不足等が指摘されており、青少年が豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、様々な体験活動に参加できる機会の提供が求められています。

これからの基本方向

- ① 公民館等を通して地域における子どもたちの体験活動を推進します。

主な取り組み

① 地域における体験活動の推進

公民館等を通して子どもたちを対象に生活体験や、自然体験教室等学習機会の充実を図ります。

目標指標

指 標 名	現状値		目標値
		年度	平成 23 年度
公民館における子どもの体験学 習などの教室数	20 教室	H18	25 教室

V 文化財の保存と活用

1 保存と活用に向けた体制の充実

現状と課題

- 文化財は、我が国の歴史・文化等を正しく理解するために欠くことの出来ないものですが、保存・活用するための基本計画が整備されていないため、必要な施策が確実に展開できない状況にあります。また、市町村合併により指定文化財は 153 件に倍増しました。そこで、地域に残る文化財を体系的に保存・活用し、市民の文化財愛護意識の高揚を図るための基本計画の整備が必要です。
- 高齢化の急速な進行により、古文書・建造物や民俗資料等の十分な管理ができない状況から、その散逸や滅失が危惧されており、また、地域における文化財について、市民自ら強い関心を持つ必要があることから、その保存と活用のための調査・研究を行う体制の整備などこれらの早急な対策を講じることが課題となっています。
- 近年の公共事業や民間開発の急激な増加に伴って、滅失したり、傷つけられる恐れのある埋蔵文化財については、私有財産を尊重しつつ、迅速な試掘、発掘調査を実施し、国民の貴重な財産として保存を図る必要があります。
- 日田市教育委員会と別府大学は平成 10 年より、協働して日田市の歴史と文化について総合的な研究を進めており、別府大学日田歴史文化講座はそれらの成果を市民に提供しています。今後も大学等研究機関と継続的に協働した研究を進めることが必要です。

これからの基本方向

- ① 地域の文化財の調査、収集、整理、保管を体系的に行うために体制の整備を行い、市民が主体的に地域の文化財の調査・研究に取り組む組織づくりを進めます。

主な取り組み

① 保存と活用に向けた体制の充実

ア 文化財基本計画(マスタープラン)の策定

文化財を生かしたまちづくりの実現に向けて、文化財の保存及び活用の諸施策を総合的かつ効率的に推進するため、その方針となる文化財保存、活用基本計画の策定に積極的に取り組みます。さらに、旧文化財調査委員を基に構成する新たな市民組織を立ち上げ、市民主体の調査・研究に対応できる体制の整備を図ります。

イ 文化財の調査や収集の推進

重要な文化財が各地に残るものの、必要な調査が充分行われていないため、個々の資料についての調査、収集、保管の推進を積極的に図ります。また、貴重な資料等の散逸を防ぐため、資料の収集を積極的に取り組みます。

ウ 文化財の整理、保管体制の充実

事業所への周知と理解を図り、遺跡の保護に向けた迅速な対応を行い、各種開発事業に伴う埋蔵文化財の有無を判断するための調査や発掘調査を行い、埋蔵文化財の整理保

管を行います。

エ 官、民、学連携の推進

日田市の歴史と文化について総合的な学術研究を進め、その成果の一部は別府大学日田歴史文化講座や各種講演会等の開催を通じて、研究成果を市民に提供していきます。また、大学等研究機関との交流を促進します。

目標指標

指 標 名	現状値		目標値
		年度	平成 23 年度
大学等研究機関との連携数	2 件	H18	4 件

資料 1. 指定文化財数

国指定文化財	18 件	国選択文化財	1 件	国選定文化財	2 件
県指定文化財	40 件	県選択文化財	2 件	市指定文化財	87 件
登録文化財	3 件				

2 保存と活用に向けた環境の整備

現状と課題

- 事業が長期化している咸宜園跡については、早急な整備の推進が求められており、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳といった国指定の史跡は、いずれも保存整備の推進を図るため、公有化の準備や取得作業を行っている現状にあり、用地の取得や地元の協力を得ることが当面の課題です。
- 豆田町伝統的建造物群保存地区やその周辺地域の歴史的町並みにおいては、生活様式の変化等により家屋の改修が進み、その本来の景観を失いつつあり、このままでは文化財的な価値を維持していくことが困難な状況にあります。今後は、調査に基づき修理、修景を行い、本来の町並み景観の回復と将来にわたる保存を図る必要があります。
- 昔見たふるさとの風景がいつの間にか失われており、この地域の貴重な景観を文化財として、後世に残すことが強く求められています。
- 市町村合併により、日田市は国指定文化財を始めとして、多くの貴重な文化財を擁することになったが、適切な保存対策を講じられてないものもあり、今後はこれらの文化財を再調査し、適切な保存を図る必要があります。また、市民の貴重な歴史資料、古文書等が滅失や流出の危機にさらされているため、これらの各種資料を適切に保存できる施設の確保が緊急の課題です。さらに、建物が老朽化している埋蔵文化財センターについても検討が必要です。

これからの基本方向

- ① 文化財の価値を保存、保全するために必要な整備を行います。

主な取り組み

① 保存と活用に向けた環境の整備

ア 史跡の保存整備の推進

咸宜園跡、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳をはじめとした史跡の保存整備を積極的に取り組み、保存とともに活用へ向けた整備を推進します。

イ 歴史的建造物、町並みの保存整備の推進

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている豆田地区の町並み保存については、修理修景事業や防災事業を重点課題として取り組み、周辺地域に広がる史跡等との相互活用を図ります。また、重要文化財大野老松天満社「旧本殿」や県指定文化財草野家住宅等の歴史的建造物においても、計画的な保存修理を図ります。

ウ 文化的景観保護の推進

地域の人々が自然と共生する中で、はぐくんできた貴重な景観を、文化財として次世代へ受け継ぐため、文化的景観保護制度によりその価値を評価し、文化的景観の選定を推進します。

エ 文化財の保存の推進

各地域に数多く存在する文化財を調査、整理し、適切な保存措置を講じ、地域住民が活用できるように整備します。また、資料の滅失や傷つけられる恐れのある古文書や民俗文化財等の保存を図るため、適切な収蔵施設を早急に整備するとともに、建物が老朽化している埋蔵文化財センターについて対応を検討します。

目標指標

指標名	現状値		目標値
		年度	平成 23 年度
咸宜園利用者数	17,000 人	H17	18,700 人
伝建地区内の修理・修景(街環含む)	8 件	H18	46 件

3 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

現状と課題

- 市民の文化財に対する愛護意識を高めるために、文化財の公開や各種講座等を開催しているが、市民全体への浸透が十分に図られていないため、今後は各種講座等の継続開催やインターネット等を活用し、文化財愛護の啓発を行っていく必要があります。
- 各地域に残る民俗芸能、工芸、技能、技術等の伝統文化については、保存団体等により保存の取り組みが行われているが、過疎化、少子化、高齢化の進行による後継者不足によ

り技術の伝承が危惧されているため、後継者を育成し、後世に技術を継承していく必要があります。

- 現在、多くの資料、出土遺物等が埋蔵文化財センターに整理、保管されています。市民や市内の学校がこれらの文化財を生かしたまちづくりや、授業に活用するための支援を行う必要があります。

これからの基本方向

- ① 地域の歴史を愛する心をはぐくむため、市民の愛護意識の高揚に努め、文化財を生かしたまちづくり活動や学校教育等への支援を図ります。

主な取り組み

① 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

ア 展示・公開、講座、研修会等の開催と情報発信

埋蔵文化財の調査速報展示、出張展示、古文書入門講座、考古学講座及び伝統的建造物群修理現場研修会等の開催や、私塾咸宜園・広瀬淡窓等に関する情報提供及び関係団体との交流促進、インターネット等を活用した情報発信を行い、市民の文化財に対する愛護意識の高揚を図り、愛護活動への参加促進を図ります。

イ 歴史愛護グループや研究団体・技術者団体等の育成

町並みや、伝統文化(芸能、工芸、技能、技術等)を保存する各種団体等への活動支援を行い、文化財を生かしたまちづくりを推進します。

ウ 市民や学校教育の文化財資源活用への支援の充実

出土遺物や古文書等の文化財を多くの市民に親しんでもらえる機会や、歴史資料を提供し学校教育における教材化や、公民館活動等の利用に対して支援を行います。

目標指標

指標名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
古文書入門講座開講数	10 回	H18	10 回
考古学講座受講者数	55 人	H17	55 人
埋蔵文化財センター入館者数	679 人	H17	750 人
発掘調査速報展入館者数	365 人/期間	H17	400 人/期間
出張展示開催数（累計）	1（4）回	H17	1（10）回
考古体験参加者数	223 人	H17	250 人
伝建修理現場研修会の開催	2 回	H18	2 回

VI 市民スポーツの振興

1 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 急速に進む少子、高齢化の進行や高度情報化社会の進展は、人間関係の希薄化やストレスの増加、さらには、運動不足や栄養の過剰摂取から若年層にまで生活習慣病が発生するなど、心身両面にわたる健康上の問題が発生しており、市民の健康に対する意識、スポーツ・レクリエーションに対する興味・関心は非常に強いものがあります。
- すべての市民が、健康維持を図るための軽スポーツ、ニュースポーツ等の振興に取り組み、生涯スポーツの一層の推進を図る必要があります、スポーツ・レクリエーションに取り組む場所を提供する必要があります。
- 少子化等の影響により、競技スポーツ人口が減少していることから、競技スポーツの底辺の拡大を図り、競技スポーツ人口の増加を図る必要があります。

これからの基本方向

- ① 中長期的なスポーツ振興の推進を図るためにも、スポーツ審議会の設置、スポーツ振興計画の策定に取り組んでいきます。また、各種体育施設の整備充実とともに、指定管理者制度導入による体育施設管理運営の効率化を図り、学校体育施設の共同利用を促進します。
- ② すべての市民が日常的にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会を提供できるように、スポーツの日常化に向けた条件整備、普及啓発に努めます。
- ③ 国民体育大会や各種大会に参加する選手の育成及び強化を図るとともに、スポーツ大会の招致や指導者の資質向上および指導体制を確立します。また、平成 20 年度に第 63 回国民体育大会を開催します。

主な取り組み

① スポーツ振興基盤の整備

市民の誰もが、それぞれの体力や、年齢、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。スポーツ振興法に基づき、教育委員会の諮問機関であるスポーツ審議会を設置し、スポーツ振興に関する中長期的な計画「スポーツ振興計画」の策定に取り組み、スポーツ振興の推進基盤を確立整備します。

あわせて、市民のスポーツ活動を促進するため、各種体育施設の整備充実を図り、老朽化した施設は、安全性や利便性を考慮し、計画的に整備していきます。

指定管理者制度導入による体育施設管理運営の効率化を図ります。市全体の施設の有効利用を目指し、日田市総合計画においてスポーツ拠点として位置付けられている鯛生スポーツセンターをはじめとする旧町村部の施設を有効的に活用し、利用推進を図っていくものとします。

また、地域住民にとって最も身近に利用できる学校体育施設を開放し、地域での共同利用促進に努めます。

② 生涯スポーツの振興

全ての市民が日常的にスポーツを楽しめる機会や条件を整えるため、体育指導委員等の研修を充実し、小学校等を拠点に、地域に根付いた軽スポーツや生涯スポーツの振興を図ります。また、地区単位に開催している体力テストは、地区体育協会や健康増進担当課との連携を図り、その充実に努めます。

スポーツイベントして定着している 42195 チャレンジウォーク大会や天領日田ひなまつり健康マラソン大会をはじめとする各種イベントの充実に取り組みます。

大分広域スポーツセンターを拠点に、県内各地で創設されている「総合型地域スポーツクラブ」の取り組みについては、天瀬スポーツクラブの創設・育成を支援します。

さらに、体育協会等の競技スポーツ団体や体育館等のスポーツ施設など本市固有の資源・環境と照らし合わせ、育成支援をしていきます。

③ 競技スポーツの振興

平成 20 年に開催される第 63 回国民体育大会は、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感することのできる真の生涯スポーツ社会の実現に向けての機会と捉え、いつまでも心に残る大会の実現を目指します。さらに、国民体育大会や県民体育大会等の各種大会に参加する選手の育成及び強化を、競技スポーツ育成推進事業、スポーツ激励金交付事業、競技スポーツ振興規程による施設使用料、照明料の免除等の支援をとおして行います。

また、競技団体や学校体育団体、地域のスポーツクラブ及び家庭と連携し、スポーツ教室等の育成事業を通じて、底辺拡大を図る。指導者の資質向上および指導体制の確立のための研修や各種目のスポーツ大会の招致を進めます。

目標指標

指 標 名	現状値	目標値	
		年度	平成 23 年度
スポーツ振興計画の策定	未策定	H18	平成 21 年度策定
スポーツ施設利用者数	362,000 人	H17	380,000 人
総合型地域スポーツクラブ	0 団体	H17	1 団体
スポーツクラブ等で活動している市民の割合	11.3%	H17	15.0%
全国大会等に出場する市民の人数	110 人	H17	110 人

Ⅶ 開かれた教育行政の推進

1 開かれた教育委員会づくりの推進

現状と課題

- 開かれた教育行政を推進するため、教育についての情報を幅広く市民に提供するとともに、市民の意向や学校現場の実状を適確に把握することが求められています。
また、教育行政の透明性の向上を図るため、市民への説明責任を果たすことが重要になっています。

これからの基本方向

- ① 教育に関する情報を幅広く市民に提供するため、教育委員会会議や会議録の公開を始め、多様化する広報媒体を積極的に利用し情報を提供するとともに、広聴活動の充実を図ります。

主な取り組み

① 開かれた教育委員会づくりの推進

- ア 「広報ひた」、ホームページ等の広報機能の充実を図り、教育に関する情報を幅広く提供し、教育委員会の役割や活動に対する市民の理解を深めます。
- イ 教育懇談会の開催等を積極的に推進し、市民からの教育に関する意見、要望等を聴取し、施策に反映させます。